

・飲食店の外での喫煙について

Q. 店内の喫煙が禁止になったことで店外での喫煙が目立つようになり、受動喫煙を強いられることが増えました。

健康増進法は店員や客の望まない受動喫煙を防止するという目的もあったように思いますが、その対策をした結果喫煙を望まない歩行者に被害が及んでいるというのはいかなるものなのでしょうか。原則店外でも喫煙禁止とし、喫煙所は外に煙が漏れ出ないような構造でのみ可能というようにして頂きたいと思います。

ご検討のほどよろしくお願い致します。

A. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例では屋外の喫煙場所に関する規制は設けられておりません。そのため、施設管理者は屋外の敷地に喫煙場所を設置することが可能です。しかしながら、施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

現在、区においては、区内飲食店等の喫煙環境のステッカー掲示状況を確認し、今後の指導・啓発の判断材料とするとともに、受動喫煙に関する通報等があれば、施設管理者へ指導・啓発を実施しています。店外の喫煙に関しては、敷地外から公道等に広がって喫煙をさせている場合は、施設管理者に注意等をし、敷地内であっても受動喫煙を引き起こすような喫煙状況の場合は、配慮するよう指導・啓発しています。

ご提案の原則店外禁煙、喫煙所の構造規制等については、現在の法律や条例では困難ですが、非喫煙者と喫煙者が共存できる環境となるよう、指導・啓発に取り組んでまいります。

区としましては、今後も区民の皆様と事業者の方へ引き続き受動喫煙防止の普及啓発活動が続けていきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

(健康推進部健康課)